

大島町教育施策大綱（二）

郷土大島への誇りを胸に、21世紀を主体的に生き抜く子供たちのために

令和2年3月

大島町

「大島町教育施策大綱」の策定にあたって

大島町の現状をみますと、少子高齢化の進展、家族形態の変容などの社会構造の変化、価値観、ライフスタイルの多様化などによる親近感の希薄化が生じ、それに伴い郷土愛も薄れています。

このような社会環境のもと、人口減少を克服し、地方創生を実現すべく地域活性化が求められていますが、これを成し遂げるためには、まず人材育成を図ることです。国や大島町の将来を担う、無限の可能性を持った子供たちは、私たちの宝です。

大島町は、人間尊重の精神を基調とし、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、学校教育と社会教育の緊密な連携のもとに、だれもが生涯を通じて、あらゆる場で学び支え合い主体的に学ぶことのできる社会の実現を図ります。

また、普遍的でしかも個性豊かな文化の創造と、豊かな社会の形成に貢献することを期して、教育の推進や教育環境の整備を図るとともに、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化などの社会の変化に伴う現代的課題に対応するために教育を充実し、町民の生涯にわたる学習を支援します。

「大島町教育施策大綱（二）」は、令和2年度から令和5年度までの4年間を対象とします。平成28年度に策定した「大島町教育施策大綱」を踏襲するため、内容の大幅な改定は行わず、引き続き、重要で優先的に取り組むべき事項と国及び東京都が掲げる重点事項を鑑みながら、それらに係る方針を示しました。

令和2年 3月19日
大島町長 三辻 利弘

目 次

I	大島町の教育と「生きる力」の育成	1
II	大島町の「教育目標」と「基本方針」及び「目指す子供像」等	3
	1 大島町の教育目標	
	2 大島町の教育の基本方針	
	3 大島町の子供像	
	4 大島町の学校教育と社会教育	4
	(1) 大島町の学校教育	
	(2) 大島町の子供像	
III	重点事項	5
	1 学校教育	
	①人権尊重と社会貢献の精神の育成	
	②基礎的な学力の向上を図り、個性と創造力を伸調する学校教育の創造	
	③町民の教育参加と各学校・園経営の改革の推進	
	④保育園・小学校・中学校・高等学校間の連携教育の推進	
	⑤防災教育の充実	
	⑥伊豆大島ジオパークの活用	
	⑦その他	
	・情報活用能力の育成	
	・キャリア教育の充実	
	・奨学資金貸付及び姉妹島ハワイとの連携と留学奨学資金貸付の実施	
	・学校給食の充実	
	2 社会教育	8
	①学び合い触れ合うコミュニティの創出	
	②生涯学習の充実と芸術・文化・スポーツの振興	
	③図書館（複合公共施設）の建設、促進	
	④（仮称）大島町屋内運動施設建設計画	
	⑤文化財の保護と活用	
	⑥青少年の健全育成	
	⑦婦人活動の推進	
	⑧その他	
	・野球場の整備、伊豆大島ゲートボール場の整備、地域センターの整備、災害時における体育館の避難所としての活用等	

I 大島町の教育と「生きる力」の育成

現在の子供たちやこれから生まれる子供たちが成人として活躍する時代は、知識基盤社会やグローバル化の進展、さらには少子高齢化や環境保全の深刻化等、これまで私たち人類が経験したことの無い大きな課題に立ち向かい、そのより良い解決を目指して努力することが求められるようになります。今日、大島の子供たちは、社会の急激な変化の中でその変化を乗り越えていくとともに、我が国及び大島の伝統や文化を尊重する主体的で逞しい人間として、未来を力強く切り拓いていく能力と態度とを身に付けることが求められています。21世紀を逞しく生き抜いていく子供たちを育成するためには、家庭教育や学校教育そして社会教育もまたその在り方を見つめ直し、相互の連携を一層強める中で効果的で効率的な教育を推進する必要があります。

今日まで時代の変化や子供たちの実態、地域社会の要請等を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教育課程の基準となる学習指導要領等も何度も改訂されています。そして最近の改訂では子供たちに「生きる力」を育成することが特に重視されています。その中で子供たちの身に付けるべき「学力」については、学校教育法第三十条第二項に、いわゆる「学力の三要素」として「基礎的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」が示されました。

大島町においても「学力の三要素」を踏まえ各学校で学力向上に向けて真摯な取り組みが重ねられております。しかしながら、文部科学省・国立教育政策研究所が実施している全国学力・学習状況調査から、全国的な傾向と同様に大島町の児童・生徒においても根拠や理由を示しながら自分の考えを発表する能力の不足が明らかになっております。こうした状況を踏まえ、今後大島町の児童・生徒の可能性を伸張させ、これから予想される不透明な社会を生き抜いていく上で必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができるよう、大島町における教育を一層充実させていく必要があります。

また大島町では、昭和61年11月の三原山噴火により、全島民避難した11月21日を「大島町防災の日」としています。さらに平成25年10月の土砂災害、令和元年9月の台風災害という辛い経験から、これらの貴重な教訓を生かして災害からの復興と安全で安心な島づくりを図るとともに、大島の未来をより充実したものとするための教育の在り方も大きな課題となっております。

このように現在大島町が直面している教育課題は様々なものがありますが、児童・生徒一人一人に基礎的な知識・技能を身に付けさせるとともに、日々の生活の中でそれらの知識・技能を活用することを通して、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的に行動して課題の克服を目指す能力としての「生きる力」をしっかりと育むことが極めて重要であります。そして児童・生徒にこのような「生きる力」を効果的・効率的に育むためには、「何を学ぶのか」という学習内容だけでなく、「どのように学ぶのか」という学習方法についても改善を図ることが必要であります。特に児童・生徒の学習の深まりとその質の向上を図るためには、課題の発見と解決を目指して行われる主体的・協働的な学習（「アクティ

ブ・ラーニング」)の視点を取り入れた授業を推進します。

これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界と向き合い、関わり合い、グローバル社会に遅れることなく自らの人生を切り拓いていくためにも、ICT教育やプログラミング教育、外国語科を通して、国際的な視野と創造力を持って世界を舞台に活躍できる子供の育成を図ります。

恵まれた自然と町民の豊かな人情とに育まれた大島の子供たち、明治5年の「学制」発布とともに始まった歴史と伝統を有する大島の学校教育。そして首都東京に属し、昭和39年、伊豆諸島地域に指定されていた国定公園「伊豆七島国定公園（昭和30年4月1日指定）」から富士箱根伊豆国立公園に編入され、平成22年、日本ジオパークに認定された我が大島は、火山島として、地球科学的に重要で貴重な地質・地形資源と、その上に成り立つ自然・生態、歴史・文化等が適切に保全・活用されています。学校において、伊豆大島ジオパークの活用は、地域の価値を多様な視点から理解する、理科教育、社会科教育、防災教育、郷土教育など教育活動の根幹を成すものであります。これらを活用し郷土大島への限りない愛情を子供たちに育んでいくこともまた大島町の教育の担うべき重要な課題であります。

大島町ではこのような考え方にに基づき、大島町としての「教育目標」や「教育方針」そして「目指す子供像」を策定しています。

Ⅱ 大島町の「教育目標」と「基本方針」及び「目指す子供像」等

1 大島町の教育目標

健全な子供たちを育成するために必要な家庭、学校及び地域の連携は、これら三者がそれぞれの責任を確実に果たすことで実現されるものです。このような基本的な考えに基づき、すべての町民が子供たちの教育に参加することを目指していきます。

このことを実現するために、大島町の教育においては町民の生涯にわたる学習を重視するとともに、次の①から③に示された人間の育成を目指しています。

- ①互いに人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- ②社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- ③自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

2 大島町の教育の基本方針

大島町の教育目標を達成するための基本方針は次の5点です。

- ①「学力の三要素」を重視した教育を実施するとともに、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視し、社会の変化に対応できる子供の育成を図る。
- ②人権教育及び心の教育を重視するとともに、社会体験や自然体験、地域との交流活動などの学習活動を充実する。
- ③家庭・学校・地域の教育力を高めその連携が進むよう支援するとともに、すべての町民が生涯を通じて自ら学び、文化・スポーツに親しむことを通して社会参加できる機会を創出する。
- ④家庭・学校・地域の協働体制の確立とすべての町民の教育参加を求めつつ、魅力ある学校づくりを目指す自立的で開かれた学校づくりを支援する。
- ⑤保育園・小学校・中学校・高等学校間の連携を重視して、一貫性のある教育を推進する。

3 大島町が目指す子供像

大島の未来を担う子供たちを育成するために、大島町では子供たちの教育をより充実させ、すべての子供たちが逞しく成長していくことを目指し、その目標となる子供の具体的な姿を「大島町が目指す子供像」として示しています。

一、「夢」の実現を求める子供

未来の自分をより良い自分とするために、今の自分自身を真剣に見つめて成長のための努力を重ねる子供の育成を目指します。

一、「命」を大切に作る子供

すべての「命」あるものに対する思いやりの心をもつとともに、自分が様々な命の係わりの中で生かされていることに感謝し、自らの行動をより良いものにするよう心がける子供の育成を目指します。

一、「国際的視野」を持って行動できる子供

グローバル化する国際社会に向けて、主体的に考え、国際的な創造力を持って世界を舞台に活躍できる子供の育成を目指します。

一、郷土大島を「誇り」とする子供

国立公園でもある郷土大島の価値ある一員となるべく進んで自己を鍛えるとともに、故郷大島に常に誇りをもって生きることのできる子供の育成を目指します。

4 大島町の学校教育と社会教育

(1) 大島町の学校教育

近年、出生数の減少や離婚率の増加など子供たちを取り巻く教育環境は大きな変化を遂げ、人間形成の土台となる家庭環境や生涯学習社会における教育の場である社会環境にも多大な影響を与えています。さらに高度情報化社会の急激な進展は、必要な情報が瞬時に手に入るという利便性ある生活を実現する一方で、子供たちにとって必要のない不健全な情報までもが日常生活の中に氾濫し、大きな社会問題となっています。子供たちを取り巻くこのような社会の変化が、いじめや虐待、校内暴力、家庭内暴力そしてひきこもりなどの不適応行動の増加につながり、人間関係を希薄化する要因の一つとなります。また、増加傾向にある「特別な支援を必要とする子供たち」への対応も今後さらに充実させていく必要があります。

学校教育においては、このような子供たちの実態に常に目を向け、家庭や地域の教育力の向上を目指します。郷土大島を愛する心の育成をはじめ未来を担う子供たちの人間形成の場である学校として、子供たち一人一人の個性を重視しながら、「学力の三要素」（「基礎的な知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「主体的に学習に取り組む態度」）の育成を重視した教育を実施することを通して、すべての子供たちに「生きる力」を確実に身に付けさせることができるよう教育力の向上に努めます。

これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界と向き合い、関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確にし育てていくことが重要であります。ICT教育やプログラミング教育、外国語科を通して未来を見据え、加えてSDGsの取組や国際的な視野と創造力の醸成を図ります。

大島町としては、このような学校教育を適切に進めるために、教員研修の充実を図り教育的な使命感と豊かな指導力を兼ね備えた教員の育成と町民の学

校教育への参加を進めます。

(2) 大島町の社会教育

現代は生涯学習社会の時代であると指摘されています。21世紀を生きる子供たちはもちろん、私たち大人一人一人も学校時代に身に付けた知識や技能だけでは社会の中でより良い自己実現を図ることは困難な時代を生きていかざるを得ません。子供も大人も生まれてから一生の間学び続けることで、はじめて社会のより良い一員となることができます。子供から大人まで町民のだれもが一生涯にわたって学び続けることができ、町民一人一人が住んで良かったと思える大島町を目指します。

今日、社会経済情勢の大きな変化及び加速化する少子高齢化の中で、大島町においても子供から高齢者までの心の通い合う地域社会を創り出すことが求められています。そのために町民が様々な機会を捉えて主体的に学ぶことで、その個性や能力を伸ばせる環境を整えます。そして町民一人一人がその個性や能力を地域社会の中で生かし、町民同士で互いに高め合い成長し合う状況が日常的に生まれる環境づくりに努めます。また各種行事の実施により運動したいときに運動できるような環境づくりをも推進します。そのような中で、令和2年度開催の東京オリンピック・パラリンピックへの町民の関心を高めます。東京2020大会後は、スポーツを「する・みる・支える」ための環境を整えるとともに、障害の有無を問わず、誰もが楽しめるユニバーサルなスポーツの普及を図ります。また、その誰もがスポーツを楽しめるユニバーサルな受け入れ体制の構築についても検討します。

Ⅲ 重点事項

1 学校教育

①人権尊重と社会貢献の精神の育成

- ・人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、高齢者や障害のある人々との積極的な交流を通して人権尊重の教育を推進する。
- ・社会の一員としての規範意識や公共心、命あるものに対する思いやりの心を身に付けるとともに、社会貢献の精神を育むため、奉仕体験活動等の充実を図る。
- ・公職選挙法等改正法（平成27年6月成立）により選挙権年齢が満18歳以上となったことを踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことや政治への参加意識を高めるための指導の充実等を推進する。
- ・心身に障害のある児童・生徒の能力・特性に応じた自立の支援や集団生活への参加及び基礎学力の向上と基本的な生活習慣の確立を目指し、社会的自立に向けた教育を推進する。
- ・いじめや不登校など児童・生徒の抱える多様な課題に対応するため、互い

に認め合い共に学び合う学校づくりを推進する。また、児童・生徒の健全育成を推進するため、家庭や学校、地域社会及び関係諸機関との連携を図ることにより、問題行動の未然防止や早期解決を図るとともに、教育相談体制を充実させる。

②基礎的な学力の向上を図り、個性と創造力を伸張する学校教育の創造

- ・「生きる力」の育成を目指して授業における児童・生徒の言語活動を一層充実させるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用する際に求められる思考力・判断力・表現力等の育成を図り、個に応じた教育を推進する。
- ・児童・生徒の学力を向上させるため、能動的な学習の形態であるアクティブ・ラーニングの視点を取り入れた授業の推進に努め、生涯にわたって学び続けるための基礎的能力や態度を培う。
- ・長期休業日の適切な活用等により教員研修のための時間を確保し、研修の質・量共に充実させ、すべての教員の資質・能力の向上を図るとともに、地域に開かれた学校経営を支援する。

③町民の教育参加と各学校・園経営の改革の推進

- ・町民に信頼される学校づくりを目指し学校評価を充実させるとともに、校長のリーダーシップのもとで教職員が一致協力して自らの職務を遂行するなど、責任のある学校運営体制を確立する。
- ・教員研修の充実を図るため OJT (on-the-job training) を推進するとともに、一人一人の教員のキャリアアップを支援し、教員の資質・能力の向上に努める。
- ・「伊豆大島ジオパーク」などの地域の自然や文化、歴史及び人材等を積極的に活用し、学校教育における自然科学教育や体験学習等を充実させるとともに、家庭や地域の子育てに対する意識を高めてその教育力の向上に努め、家庭における学習習慣の定着を図る。

④保育園・小学校・中学校・高等学校間の連携教育の推進

- ・保・小・中・高の連絡と調整の緊密化を進め、園児・児童・生徒の学習・生活両面での指導の充実を図る。
- ・「小1問題」の未然防止及び早期解決を実現するため、また、中学校進学時の適応支援及びその一層の充実のため、学習成果と生活態度との関連性を重視するなど校種間及び関連諸機関との連携を強化する。
- ・就学前・進学前教育の現状と課題についての理解を深め、解決を図るための方策の検討を引続き推進する。

⑤防災教育の充実

- ・防災教育は、自身の住む地域の環境が有する様々な自然災害（噴火、地

震・津波、土石流等)の可能性とその危険性を理解し、自然災害がもたらす危険から児童・生徒の安全を確保するための安全教育の一環として実施する。

- ・非常災害時の学校防災計画を再構築し、危機管理体制の見直しを進めて児童・生徒の生命を守るための指導體制の強化を図るとともに、学校が避難場所となった場合に適切に対応できるよう、避難所としての運営計画を含む学校防災計画を作成する。
- ・災害時における学校の果たす役割を考慮して、学校の施設・設備の整備を計画的に推進する。

⑥伊豆大島ジオパークの活用

- ・地域の地学特性や自然環境を自然科学の目で読み解き、その大地の上に成り立つ人間の営み、地域社会の歴史、伝統文化、生活、産業等を理解し、私たちが暮らす地域が、地質、地形、動植物、人間活動といった多様な事象が関わり合うことで存在し、地域特有の価値を生み出している大地の仕組みを学べるよう教育力の向上に努める。
- ・環境条件と人間の営みとの関わりに着目して現代の地理的な諸課題を考察し、地域資源の適切な保全と活用による持続可能な地域社会の仕組みを提案、実現を目指す。
- ・次世代を担う児童生徒がジオパークを通じて地域社会とのつながりを積極的に持ち、体験活動や発表活動を行うことによって、地域の価値と魅力を理解し郷土に対する誇りと愛着を身につけるとともに、地域一体となった資源の継承と社会の発展を担う人材育成を図る。

⑦その他

- ・情報活用能力の育成を図るためにコンピュータ等の機器の整備・充実を進めるとともに、インターネットやメール・SNS(ソーシャルネットワークサービス)などを適正に利用できる能力と態度とを養う。
- ・社会的・職業的自立の基盤となる能力等を育むため、「職業体験学習」の一層の充実を図るなど発達段階に応じた指導を推進するとともに、関係諸機関との連携を深めてキャリア教育の充実を図る。
- ・学校教育法に規定する大学、高等専門学校若しくは高等学校、専修学校に在学し、成績優秀、心身健全にして、かつ、経済的事由により修学困難な者に修学上必要な学資金として大島町奨学資金貸付を実施し、有用な人材育成を推進する。また、姉妹島であるハワイの「ヒロ大学」又は「ハワイコミュニケーションカレッジ」に留学を希望する生徒に対して大島町姉妹島「ハワイ島」留学奨学資金貸付を実施し、国際社会で活躍できる有能な人材育成を推進する。
- ・大島の将来を担う子供たちの健やかな心と体の育成を目指すとともに、「地産地消」の一環として郷土大島への理解を深める観点からも学校給

食の充実を図る。

- ・突発的な危険等発生時に適切な対処が出来るよう学校の安全管理の推進を図る。

2 社会教育

①学び合い触れ合うコミュニティの創出

- ・コミュニティ活動を推進するために、青少年委員、婦人会、青年団等との連携を図り、各種の活動を推進する。
- ・町民の高齢化に対応し、公民館や文化会館などの施設を修理・改善し、その有効利用を引き続き促進する。
- ・ジオパークを推進することにより国内にある他のジオパークとの交流を推進するとともに、各種体験学習や交流事業等を行うことにより、国際交流や親善訪問、視察研修派遣事業等を推進する。

②生涯学習の充実と芸術・文化・スポーツの振興

- ・家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、すべての町民が生涯を通じて自ら学び、自ら文化・スポーツに親しみ主体的に社会参加できる機会の充実を図る。
- ・大島に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用や継承を進めて自らの郷土である大島への郷土愛を育むとともに、広く世界の人々やその文化をも尊重し、協働して生きていくことができるよう多様な活動の機会や場の創出を図る。また、都民芸術フェスティバルへの参加の助成や各地区での郷土芸能の保存と継承への支援を行い、古歌や手踊りなどの島の伝承文化の保護育成を図る。
- ・芸能大会、作品展等を開催し、日頃の文化活動の成果を披露する機会や作品展示の場を提供するとともに、町民相互の交流を深め、その充実を図る。
- ・大島の日常生活では直接触れることの少ない芸術文化等に親しむ機会を設定するとともに、芸術文化意識の向上を図るため演奏会や寄席、演劇、講演会等の開催やその後援を行い、芸術文化活動の充実と文化団体等の育成を図る。
- ・（仮称）大島町屋内運動施設建設検討の結果を踏まえ、老若男女を問わずすべての町民が身近な場所で気軽に楽しめる施設を整備し、スポーツ・レクリエーションの一層の振興を図る。
- ・町民の健康・体力づくりを推進するために、スポーツアスリート等の招聘に努めスポーツの振興を図るとともに、指導者の育成や地域のスポーツクラブの充実を図る。また、誰もが楽しめるユニバーサルなスポーツの普及を図る。

- ・東京 2020 大会後は、スポーツを「する・みる・支える」ための様々な環境を整えるとともに、パラスポーツをポピュラーなコンテンツに育てる仕掛けを打つことで、誰もがスポーツを楽しめる、「スポーツアイランド大島」を創り上げていく。

③新図書館（複合公共施設）の建設、促進

- ・新図書館を含めた複合公共施設は、教育委員会・子ども家庭支援センター相談業務・教育相談室等、放課後子ども教室を併設し、令和 2 年度の完成を目指し、総合的な子育て支援を構築する。
- ・図書館の充実として蔵書の電算化・図書システムを導入し、貸出手続きの迅速化、蔵書検索など利便性の向上に努め活性化を目指す。また、大島の歴史と文化のコーナーを設置し、その内容を充実することにより学びの場所としての利用の推進を図る。

④（仮称）大島町屋内運動施設建設計画

- ・元町丸塚地区の復興整備計画との連携性及びスポーツ振興の観点等から検討してきた（仮称）大島町屋内運動施設の建設を具現化し、令和 4 年度の完成を目指す。

⑤文化財の保護と活用

- ・先人の残した貴重な文化遺産を後世に伝えていくために、郷土資料館の整備や古民家の維持等その保護・保全に万全を期しながら、広く一般に公開するなど文化財の保護・継承に努める。
- ・町の指定による文化財の保護・保存を推進する。又、多くの文人墨客の資料、写真資料等を建設予定の新しい図書館に集約し、合わせてデータ化も進める。
- ・大島町の文化財の調査・整備においては、文化財保護審議会委員等と連携し後世に残せるよう整理しているが、保存していくための収蔵庫が不可欠であり、将来へ向けての保存を視野においた施設の検討が必要である。

⑥青少年の健全育成

- ・少年少女スポーツの普及の一助となるよう引き続きその活動費、遠征費の助成を実施する。
- ・体育協会と連携し、多くの子供たちにスポーツに親しみ、楽しんでもらえるようジュニアスポーツフェスティバルの開催を継続する。

⑦婦人活動の推進

- ・婦人の活動は古くから地域の支えとなっており、明るい町づくりを推進するためにも婦人が活動しやすい環境を構築する。
- ・公民館運営審議会、青少年委員、スポーツ推進委員、社会教育委員等に女

性委員を積極的に登用し、婦人が地域社会で広く活動できるよう努める。

⑧その他

- ・野球場の整備、陸上競技場の整備、伊豆大島ゲートボール場の整備、地域センターの整備、災害時におけるグラウンド、体育館の避難所としての活用等に努める。